

瀬戸内海環境保全特別措置法に  
基づく事前評価に関する書面

年 月 日

申請人住 所

氏 名

TEL

(法人にあつてはその代表者の氏名)

## 事前評価に関する書面

- |   |                      |
|---|----------------------|
| 1. 許可申請の概要  | 別紙 1 - 1             |
| 2. 排水口の位置及び数<br>(施行規則第4条第1項第1号)   | 別紙 1 - 2             |
| 3. 排水口周辺の公共用水域について定められている<br>水質汚濁に係る環境基準その他の水質汚濁に係る<br>環境保全上の目標に関する事項 (同 第2号) | 別紙 2                 |
| 4. 周辺公共用水域の水質の現況その他当該水域の現<br>況に関する事項 (同 第3号)                                  | 別紙 3                 |
| 5. 第1号の各排水口における排出水の汚染状態の通<br>常の値及び最大の値並びに当該排出水の一当り<br>の通常量及び最大量 (同 第4号)       | 別紙 4                 |
| 6. 排出水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の<br>水質の変化の程度及び範囲並びにその予測の方法<br>(同 第5号)                | 別紙 5 - 1<br>別紙 5 - 2 |
| 7. その他当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響に<br>ついての事前評価に関して参考となるべき事項<br>(同 第6号)                 | 別紙 6                 |
| 8. 結び   | 別紙 6                 |

1. 許可申請の概要

(1) 工場又は事業場の概要

名 称			
所 在 地			
業 種*		用途地域	
主 要 製 品**			
特 定 施 設 番 号			
排 水 量	通 常	m <sup>3</sup> /日 (うち特定排水 m <sup>3</sup> )	
	最 大	m <sup>3</sup> /日 (うち特定排水 m <sup>3</sup> )	
排 水 処 理 方 法			

備考 1. \*印の欄は、生活系し尿処理施設の場合は記載しないこと。

2. \*\*印の欄は、製造業以外の業種の場合は記載しないこと。

(2) 特定施設の設置又は変更の概要

ア、施設の設置・変更の理由及びその概要

イ、排水量及び負荷量の増減に関する概要

別紙 1 - 2

2. 工場又は事業場からの排水経路並びに工場又は事業場の排水口の位置及び数

(1) 排水口の位置及び数

(2) 排水系統及び排水経路の略図

3. 排水口周辺公共用水域の環境基準その他環境保全上の目標に関する事項

放流先 水路・河川名				
環境基準 (類型)				
環境基準点				

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	シアン	アルキル水銀	カドミウム	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀
基準値	検出されないこと	検出されないこと	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下
項目	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
基準値	検出されないこと	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	1 mg/L 以下
項目	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ
基準値	0.006 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
項目	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素	ほう素	
基準値	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	10 mg/L 以下		0.8 mg/L 以下	1 mg/L 以下	

(2) 上記類型の生活環境の保全に関する環境基準 ( 類型)

項目	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
基準値					

4. 周辺公共用水域の水質の現況その他当該水域の現況に関する事項

(1) 周辺公共用水域の水質の現況

採水機関名			分析機関名								
水域測定地点	月／日	時刻	pH	BOD mg/L	COD mg/L	SS mg/L	T-N mg/L	T-P mg/L	n-ヘキサ 抽出 物質 mg/L	大腸菌 群数 MPN/ 100mL	流量 m <sup>3</sup> /日
		:									
		:									
		:									
	平均										
		:									
		:									
		:									
平均											
総平均											
将来水質											
		:									
		:									
		:									
	平均										
		:									
		:									
		:									
平均											
総平均											
将来水質											
		:									
		:									
		:									
	平均										
		:									
		:									
		:									
平均											
総平均											
将来水質											

(2) 当該水域の現況に関する事項

5. 工場又は事業場の各排水口における排水の汚染状態の通常値及び最大値  
 当該排水の1日当りの通常値及び最大値並びに当該排水の汚濁負荷量

排水口	区分 項目	現 況			設置 (変更) 後			負荷量 の増減
		通 常	最 大	*負荷量	通 常	最 大	*負荷量	
	排水量 (m <sup>3</sup> /日)							
	pH							
	BOD (mg/L)							
	COD (mg/L)							
	SS (mg/L)							
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)							
	T-N (mg/L)							
	T-P (mg/L)							
	大腸菌群数 (MPN/100mL)							
	排水量 (m <sup>3</sup> /日)							
	pH							
	BOD (mg/L)							
	COD (mg/L)							
	SS (mg/L)							
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)							
	T-N (mg/L)							
	T-P (mg/L)							
	大腸菌群数 (MPN/100mL)							
	排水量 (m <sup>3</sup> /日)							
	pH							
	BOD (mg/L)							
	COD (mg/L)							
	SS (mg/L)							
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)							
	T-N (mg/L)							
	T-P (mg/L)							
	大腸菌群数 (MPN/100mL)							

\*負荷量 (kg/日) = 最大排水量 (m<sup>3</sup>/日) × 通常水質 (mg/L) × 10<sup>-3</sup>

6. 排水水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の程度及び  
範囲並びにその予測の方法

(1) 周辺公共用水域の範囲

(2) 予測の方法

予測は次の式による

$$S' = \frac{SQ + (\sum S_i Q_i - \sum S'_i Q'_i)}{Q + (\sum Q_i - \sum Q'_i)}$$

$S'$  : 将来水質 (mg/L)

$S$  : 現況水質 (低水流量時) (mg/L)

$Q$  : 低水流量 (m<sup>3</sup>/日)

$S_i$  : 特定施設設置後の  $i$  排水口の平均水質 (mg/L)

$Q_i$  : 特定施設設置後の  $i$  排水口の最大排水量 (mg/L)

$S'_i$  : 現状での  $i$  排水口の平均水質 (mg/L)

$Q'_i$  : 現状での  $i$  排水口からの最大排水量 (m<sup>3</sup>/日)



別紙 5-2

地点名 ( )

S' (BOD) = \_\_\_\_\_ =

S' (COD) = \_\_\_\_\_ =

S' (SS) = \_\_\_\_\_ =

S' (n-Hex) = \_\_\_\_\_ =

S' (T-N) = \_\_\_\_\_ =

S' (T-P) = \_\_\_\_\_ =

地点名 ( )

S' (BOD) = \_\_\_\_\_ =

S' (COD) = \_\_\_\_\_ =

S' (SS) = \_\_\_\_\_ =

S' (n-Hex) = \_\_\_\_\_ =

S' (T-N) = \_\_\_\_\_ =

S' (T-P) = \_\_\_\_\_ =

別紙 6

7. その他当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての  
事前評価に関して参考となるべき事項

- (1) 分析管理体制
- (2) 放流同意書
- (3) スラッジの処理方法
- (4) 事故防止策
- (5) 公害防止協定

8. 結び